

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第319回）

- 日時：令和4年11月10日（木）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、教育委員会
（テレビ会議参加）

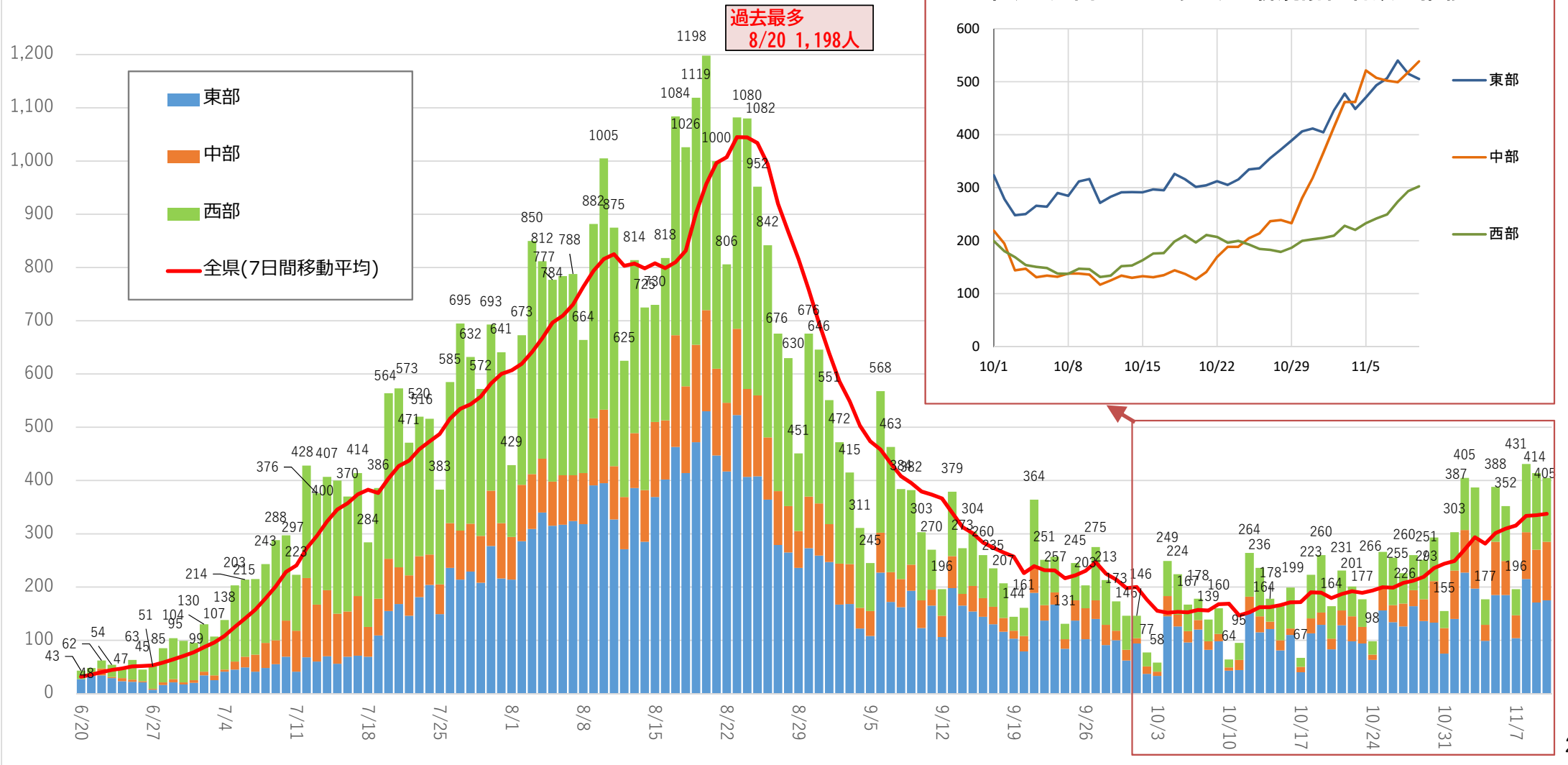
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所長

鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
千酌教授（アドバイザー）

- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）その他

鳥取県の新規陽性者数の推移

【新規陽性者の推移】



全国の変異株・感染状況の分析

【第105回(R4.11.9)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(直近の感染状況の評価等)抜粋】

<感染状況等と今後の見通し>

○ 感染状況について

- ・ 新規感染者数について、全国的に増加傾向となっており、すべての地域で今週先週比が1を上回っている。一方で、現時点では今夏の感染拡大時より急激な増加にはなっていない。
- ・ 現在の感染状況には地域差があり、北海道では今夏の感染拡大のピークに迫るほど高い水準にあり、東北、北陸・甲信越、中国地方では多くの増加がみられる。一方、首都圏や九州・沖縄では10万人あたりで全国を下回っている。また、高齢者施設と医療機関の集団感染は一部継続している。
- ・ 全国の年代別の新規感染者数は、人口あたりでは10代を始めとして若い世代ほど多くなっている。また、新規感染者数が多い地域では、特に10代以下の増加が大きい。高齢者の新規感染者数も増加し、重症者数も増加傾向にあり、死亡者数は横ばいとなっている。

○ 今後の見通しについて

- ・ 今後の感染状況について、大都市における短期的な予測などでは、地域差や不確実性はあるものの、増加傾向が続き、今夏のような感染拡大につながる可能性がある。今後、社会経済活動の活発化による接触機会の増加等が感染状況に与える影響にも注意が必要。
- ・ 季節性インフルエンザは現時点で低い水準にあるが、新型コロナウイルス感染症との同時流行を含め今後の推移に注意が必要。

○ 感染の増加要因・抑制要因について

- 【ワクチン接種および感染による免疫等】 ワクチン接種と自然感染により獲得した免疫は、経時的に低下していると考えられる。また、60代以上では、20-40代と比較してワクチンの接種率は高いが、感染による免疫獲得は低く、高齢者層での感染拡大が懸念される。
- 【接触パターン】 夜間滞留人口について、地域差がみられるが、足元では概ね横ばい傾向で推移している。今後、年末に向けて、社会経済活動の活発化による接触機会の増加等が懸念される。
- 【流行株】 国内では現在BA.5系統が主流となっている。BQ.1系統やBQ.1.1系統(BA.5.3系統の亜系統)など、海外で感染者数増加の優位性が指摘されている系統について、今後、さらに割合が増加する可能性があり、注視が必要。

○ 医療提供体制等の状況について

- ・ 全国的には、病床使用率は上昇傾向にあり、感染者数が多い地域などでは3割を上回っている。重症病床使用率は低い水準にあるが、今後、新規感染者数のさらなる増加に伴う影響に注意が必要。

オミクロン新系統の発生状況

○県内は全国と同様に「BA.5.2」、「BF.5」が増加傾向

- ・BA.5.2(9月:24%→10月:39%)、BF.5(BA.5.2亜系統)(9月:18%→10月:24%)。特にBF.5は10月の増加が顕著
- ・感染者増加の優位性などが示唆される「BA.2.75系統」も複数検出(10月に入り、BA.2.75.2、BN.1を各1件確認)

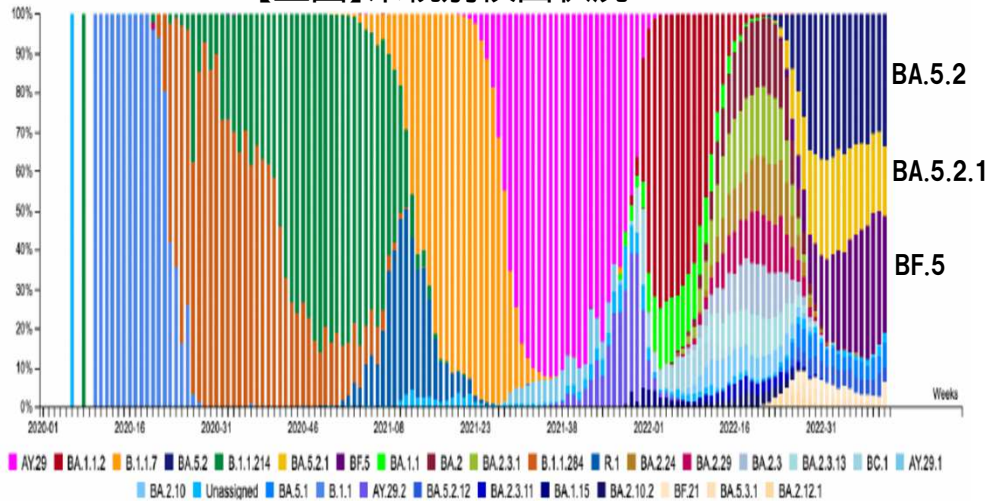
○世界では99.9%がオミクロン(11/2WHO)

- ・BA.5系統74.9%と優勢。前週からBA.2系統4.7%→7.0%へ増加、BA.4系統5.1%→4.8%へ減少(直近1週間の報告数)

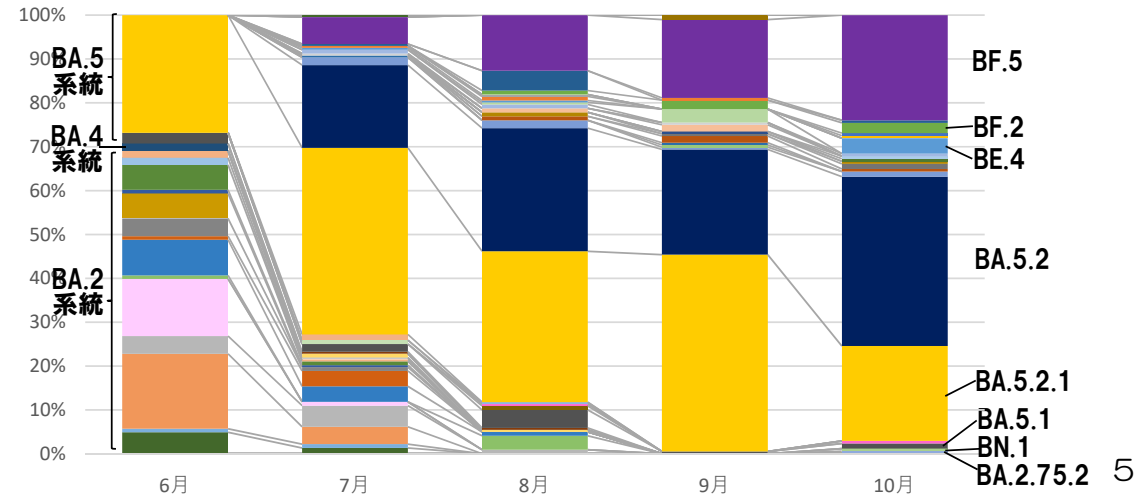
○免疫逃避や感染者増加の優位性が示唆される亜系統が複数報告

- ・BQ.1系統(BA.5.3亜系統) → 英国、フランス等の欧州、米国から多く報告。国内も東京都で92件確認(11/4)
- ・XBB系統(BA.2.10とBA.2.75の組換え体) → シンガポールでは半数以上。10/27東京都で初報告。鹿児島、兵庫等で確認
- ・BA.2.75系統(BA.2亜系統) → 6月以降インド等で多く報告、国内も300件以上の報告

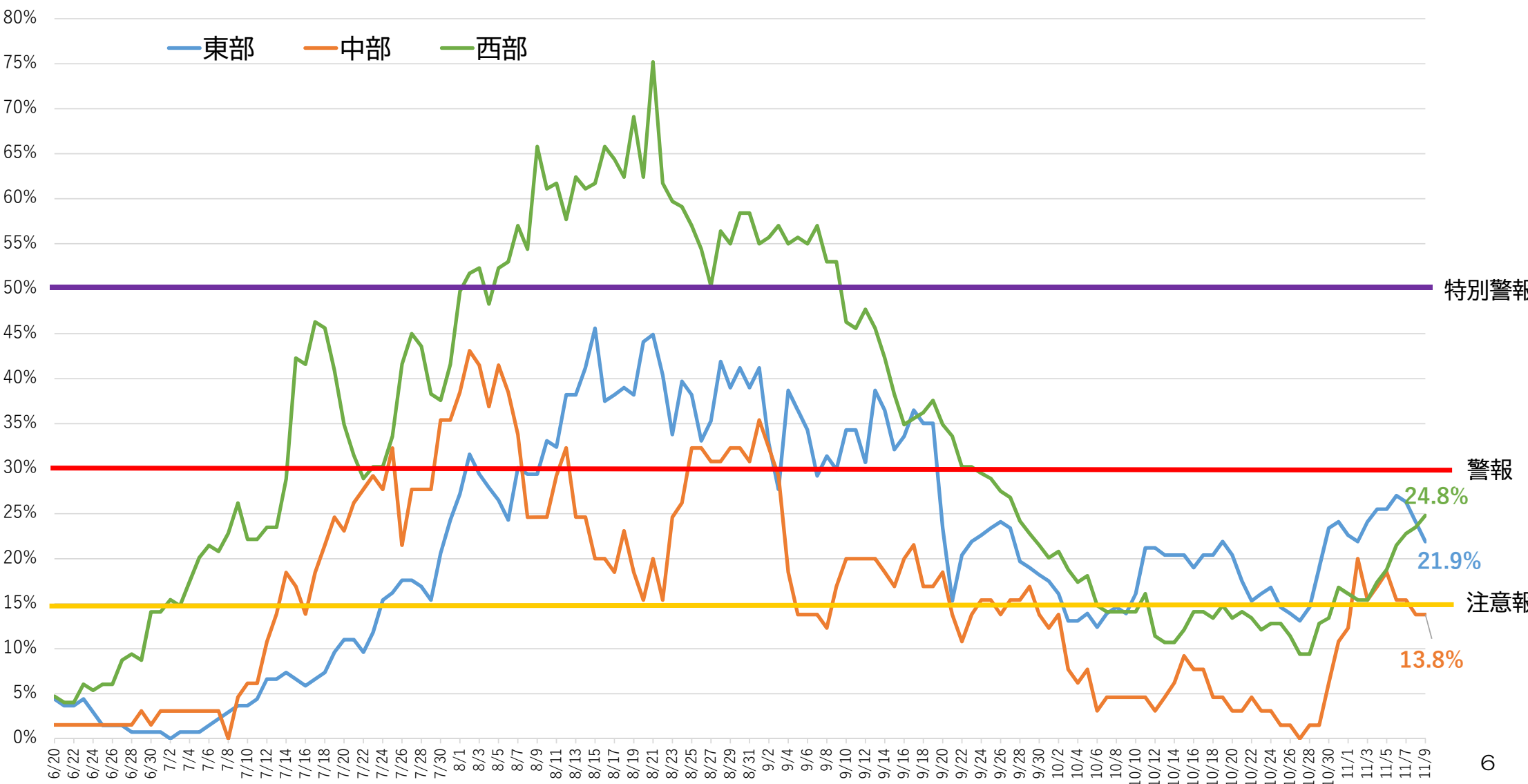
【全国】系統別検出状況



【鳥取県】系統別検出状況



病床使用率の推移

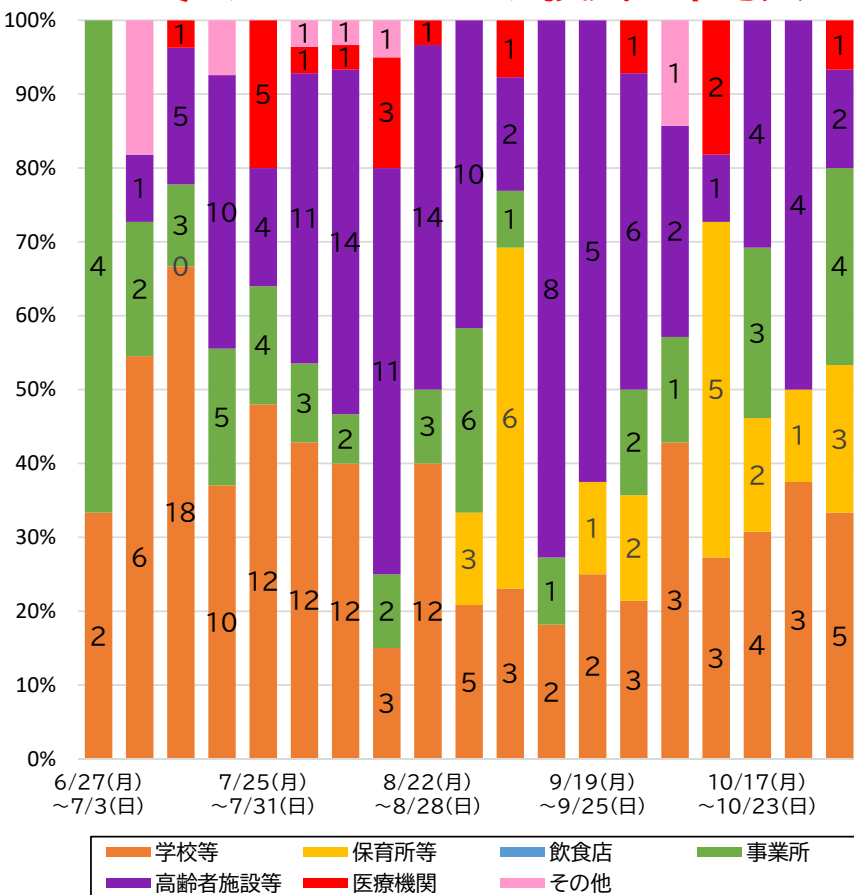


最近のクラスター発生状況

- 一般の事業所や高齢者施設（特にデイサービス）でのクラスターが多発
- 学校・保育所でのクラスターも多発

→体調不良の方は、出勤や通所をせず、すみやかに医療機関の受診を！

→寒くなりましたが、換気は不可欠！マスク・消毒などの一般的な感染防止対策を改めて見直してください。



【感染拡大の背景と実施していただきたい感染防止対策】

■ 医療機関・社会福祉施設

- 体調不良の利用者・職員により施設への持ち込みが発生
→体調不良時は、利用や出勤を控える。
- 換気が不十分かつ密な休憩室、食堂
→職員休憩室や食堂は時間差利用で密回避、サーキュレーター等による換気を実施
- 利用者の陽性判明後のゾーニング等の不徹底から感染拡大
→幅広い検査実施により、ゾーニング範囲を決定し、PPE着脱手順等を遵守
→陽性者が判明したエリアとの人の流れ・物理的な接触を徹底して防ぐ

■ 学校・保育所

- 感染リスクを自覚しながら登園・登校・行事・部活動へ参加し、感染拡大
→体調不良の場合は休み、症状のある場合は積極的な医療機関受診を。
→症状がないものの心配な場合は、無料検査も活用ください。
- 空気の流れを意識した換気・マスク非着用時の対応が不徹底
→こまめな換気の徹底、運動中などマスクを非着用時は会話をしない、昼食時黙食の徹底

感染急拡大を防ぎましょう！

第8波に入り、更なる感染拡大が懸念されます

秋のイベントや旅行等で接触機会の増加が見込まれるため、
感染防止対策の徹底と早めのワクチン接種をお願いします

<特措法第24条第9項での要請事項(R4.10.15~11.30)>

- 距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- 寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- 大人数を避け、黙食・マスク会食の徹底
- イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検
- 出かけた先でも混雑する場所や感染リスクの高い場所を回避
- 体調が悪ければ無理に登校・出勤せず、医療機関を受診
- 新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えてワクチン接種で発症・重症化リスクの低減

早めのワクチン接種を！

第8波により急速に感染が拡大しています。できるだけ早めの接種をお願いします。

<現在の接種体制>

個別接種や集団接種で、最大16.7万回/月(5,572回/日)の受入体制を準備

⇒ 医療機関や診療所での個別接種(356か所) 12.8万回

市町村や県営の集団接種会場(延べ149会場) 3.9万回

【参考】過去最大の接種実績 (R3.7.30)

医療機関等個別接種 5,167回

市町村集団接種会場 264回

職域 406回 計5,837回

更に、以下の施策を実施し、接種を促進



◎**県営会場の接種対象年齢を12歳以上に拡充** ※トリニティモール(11/12～)、その他会場も順次実施

◎**ワクチンバスを増便し、地区公民館や企業、大学に加え、新たに高校にも派遣** ※接種対象年齢拡充(18歳以上⇒12歳以上)

◎**広報・情報発信の強化**

- ・新聞、テレビ、SNS等のメディアミックスによるワクチン接種の呼びかけ
- ・JR米子駅(11日)、JR倉吉駅(14日)で駅前街頭PR



◎**乳幼児接種の推進**

- ・とりネット特設WEBサイトを今週中に開設、有効性や安全性の理解を深める乳幼児向け接種チラシを作成し小児科や保育施設等に配布(11月中旬)、テレビCM放映(11/19～)

～**かかりつけの小児科医と相談の上、早めの接種をお願いします**～

東部の麒麟のまち圏域 (11/1～) 岩美町 (11/9～) 米子市ほか西部8町村 (11/16～)
中部1市4町 (11/18～)

9

学校の感染対策の徹底

- ・ 県全域で感染が上昇傾向にあり、学校においても陽性者が多数確認されるとともに、学校生活や文化・スポーツ活動で**クラスターが多発**しています。
- ・ 今後、ウイルスが活性化する季節を見据え、引き続き、**より一層の緊張感を持って感染防止対策の徹底**を図りましょう。

①クラスター対策の徹底

学校生活



学校行事



部活・スポーツ



- 機能別クラスター対策チームについて、保健所、市町村教育委員会、学校等の関係機関と連携・情報共有しながら、陽性者の早期の囲い込み等初動体制の強化を図り、感染拡大防止に努める
- 健康観察の徹底、マスクの適切な着用等の基本的な感染防止対策の徹底
- スポーツ大会等への参加については、確実な健康観察の徹底など、主催者の定めた感染防止対策ルールを順守する。

②換気の徹底



換気しよう

全学校・市町村教育委員会に徹底

- **エアコン（暖房）使用時も、エアロゾル感染防止として、サーキュレーター等を使用し**空気の流れを確保した換気の徹底****
 - ・ 授業中 → 常時窓等を開けて空気の流れを確保し、**数分間の窓開け換気の実施を徹底**
 - ・ 部活動 → **体育館における活動においても、適切な換気を徹底**

保育所・幼稚園等の感染対策の徹底

保育所・幼稚園等において引き続きクラスターが確認されています。
各施設におかれましては、改めて基本的な感染対策の徹底をお願いします。

<最近のクラスター事例と対策>

- 寒い時期になり、窓の開閉等の換気が不十分による感染
⇒暖房器具の使用時も保育室等のこまめな換気の徹底を
- 生活発表会の練習等、行事における密、使用する道具等を介しての感染
⇒オペレッタ、鍵盤ハーモニカの使用時等、飛沫防止対策の徹底を
- 無症状または症状があまり出ていない児童、職員からの感染
⇒こまめな体調確認、体調不良の職員の休暇・PCR検査を受けやすい体制を

<保育施設等における感染予防対策を動画で配信しています>

研修名:保育施設等における新型コロナウイルス(オミクロン株)感染予防対策研修

内容:保育環境の消毒、マスク着用、昼食時の配置等、基本的な感染症対策を25分程度
でまとめています。

URL:<https://youtu.be/eUoMqqA7Ftk>

第7波におけるクラスター発生状況(保育施設等)

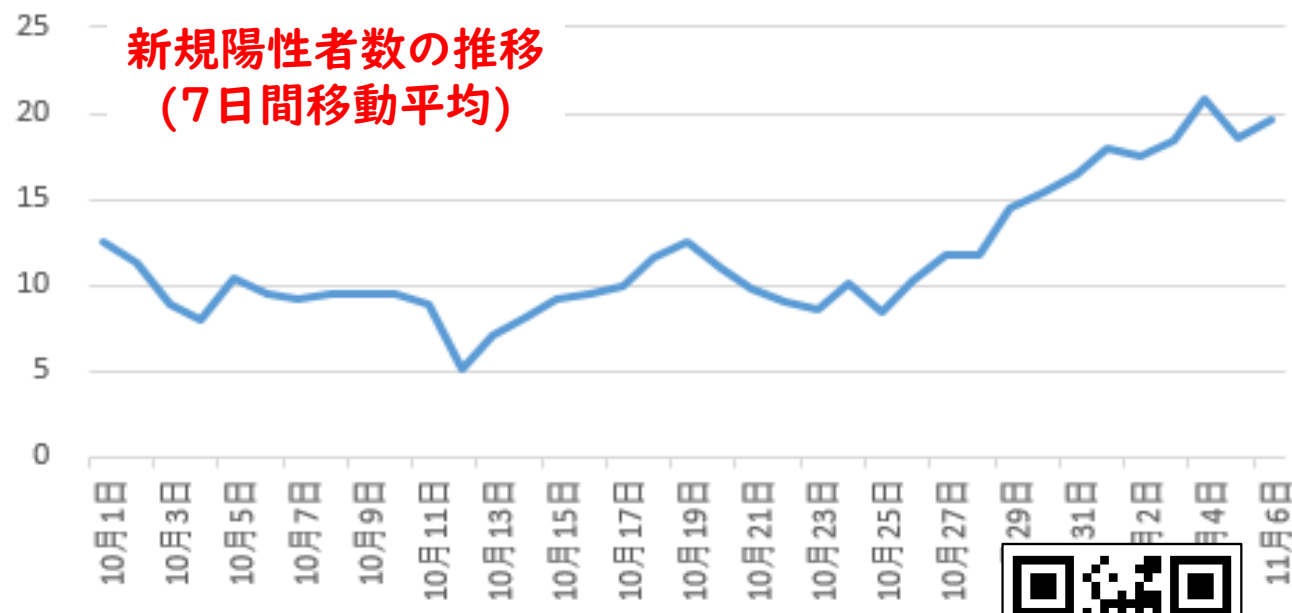
	件数	1クラスターあたり平均感染者数
R4.6	2	8人
R4.7	22	13.5人
R4.8	26	10.6人
R4.9	10	10.8人
R4.10	10	9.9人
R4.11 (11/8時点)	2	8人 11

社会福祉施設の感染対策の徹底

- 社会福祉施設の感染拡大傾向が見られ、大規模なクラスターも発生しています。
- 市中の感染拡大により、デイサービス施設の利用者・職員の感染も頻発しています。
- 各施設におかれましては、改めて感染対策の徹底をお願いします。

【最近のクラスター事例より】

- ・症状があまりでていない陽性の職員、利用者からの感染。
⇒ 体調の変化を常に気をつけ、異変があれば休む、又は利用を控える。
- ・陽性者が発生後、周囲の検査範囲が狭く、すり抜け。
⇒ 検査は手広く、素早く実施。



現在、社会福祉施設の感染対策に関するオンライン研修を配信しています。

期間：11月8日(火)～11月17日(木) ※URL → <https://youtu.be/7emjPX2K7xQ>

対象：高齢者福祉施設、障がい福祉サービス施設

内容：①陽性者発生時の初期対応、②第7波を踏まえた基本的な感染対策、③冬季の換気対策 など

QRコードはこちら⇒



医療機関の感染対策の徹底

- 医療機関の職員等の**感染者数に増加傾向**が見られるとともに、**認知症のある方等を受け入れている医療機関での院内感染事例**が続いています。
- 各医療機関におかれましては、今一度、**基本的な感染対策及び患者の特性に応じた対策等の徹底**をお願いします。

医療機関関係者の陽性者数 ※福祉・医療施設感染症センターへの報告件数
(10月) 1日~10日(63人)、11日~20日(69人)、**21日~31日(110人) ↗**
(11月) 1日~ 6日(**81人**) ↗

増加傾向

◆認知症のある方を受け入れている医療機関での傾向

- ・マスク着用等の感染対策への協力や理解が得られにくい。
- ・入院患者における病棟内での活動範囲が広い。

陽性者判明時に**初動対応の強化(早期対応)**

- ・職員側の感染対策強化
- ・病棟全体のレッドゾーン設定
- ・発生病棟とそれ以外の職員との接触防止(休憩室等の分離) 等

◆これまでの事例から感染拡大の原因と考えられる例

- ・N95マスク着用方法やPPE着脱方法に不備がある。
- ・汚染した手袋のまま扉等に触れる(手指消毒の不徹底)。
- ・ゾーンをまたいだ行動(ゾーニングが視覚的に分かりにくい)。

基本的な感染対策の点検、徹底

- ・PPE着脱手順等の定期的な確認
- ・適切な感染対策を行うための環境整備の確認、構築 等

基本的な感染対策についての研修会(11/17)を実施

※感染防止の専門家がない医療機関向けの内容を想定

【内容】「第7波における院内感染の傾向」
「感染予防策について(基礎編)」

(講師)鳥取大学医学部附属病院 千酌教授

飲食店の感染予防対策

忘新年会シーズンに向け、 飲食店の集中点検を実施します

■ 対象店舗

県内の繁華街の飲食店（認証店）
約550店舗

■ 実施期間

11月15日(火)から順次実施

■ 実施方法

県職員が訪問し、店舗の点検及び注意喚起を実施

■ 主な点検内容

ガイドラインの遵守状況

- ・効果的な換気
- ・十分な距離の確保
- ・マスク着用
- ・従業員の体調管理等



感染予防対策の自己点検をお願いします

■ 換気

- ・給気口から排気口への空気の流れを意識する
- ・暖房中でも換気を実施（換気扇を活用）
- ・窓を少し開け常時換気 又は
30分に1回5分程度窓を全開にし、空気を完全に入れ換え

■ 十分な距離の確保、パーティション

- ・距離がとれない場合はパーティションを設置
- ・空気の流れを阻害しないよう、空気の通り道を確保

■ マスク着用

- ・従業員はマスク着用 ・お客様も食事中以外はマスク着用

■ 従業員の体調管理の徹底

- ・体調が悪いときは従事しない

お客様もお店の対策にご協力を！

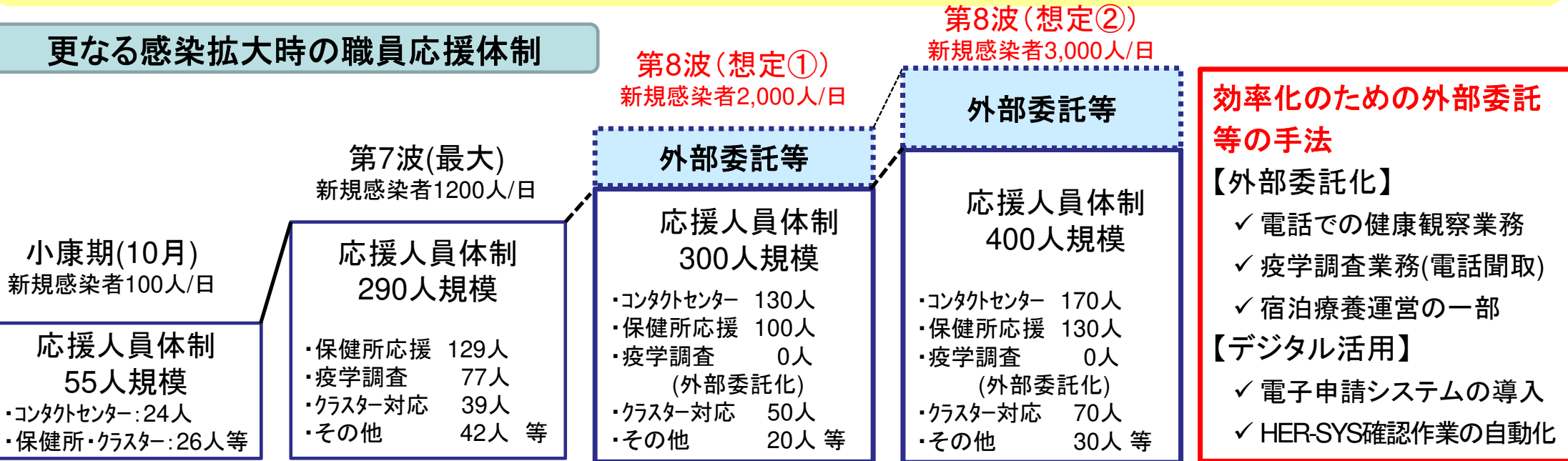
- 食事のとき以外はマスク着用
- 大声を出さない、回し飲みはしない
- 体調が悪い場合は参加しない



県庁特別体制

「デジタル活用」「業務の外部委託」「柔軟な人員調整」により
更なる感染拡大に対応可能かつ効率的な新型コロナ業務体制を構築

更なる感染拡大時の職員応援体制



➤ 県庁内における感染発生時の業務継続に向けたバックアップ体制の徹底

(2班体制の確保や在宅・別室勤務の活用などによるバックアップ体制を再徹底(来週11/14~))

➤ 相談しやすい相談体制の確保など、職員のメンタルヘルス対策も強化(11月中に実施)

(管理職向けメンタルヘルス研修会(11/18~)、メンタルヘルス相談会の実施(11/4~)、未然防止のための出前健康相談会の実施(11/10~))

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (11月10日現在)

県内全域に「注意報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	10/13～
中部地区	注意報	11/5～
西部地区	注意報	11/3～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)
<最大確保病床使用率(11/9)> 東部(21.9%)、中部(13.8%)、西部(24.8%)
⇒東部地区及び西部地区は20%を超えており、「警報」に近づいています。

県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が増加傾向であることから、県内全域に「**感染拡大警戒情報**」を発出しています。

特に、一般の事業所、高齢者施設、学校や保育施設で感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②新規陽性者数 の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	9/15～	505.1人/週	0.99倍
中部地区	感染拡大警戒情報	10/24～	538.3人/週	1.14倍
西部地区	感染拡大警戒情報	10/19～	302.5人/週	1.46倍

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (11月9日現在)	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に判断)		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	427.0人 (2,363人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	21.7% (76/351床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	50%	

参考指標	数値(11月9日現在)
PCR陽性率(直近1週間)	19.3% (2,363人/12,241件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが11/9（水）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
501	認定こども園	○	鳥取市	14名	11/2～8
502	高齢者福祉施設	○	鳥取市	6名	11/4～8
503	湯梨浜町立湯梨浜中学校	○	湯梨浜町	9名	11/7～9

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養、または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（501例目）

認定こども園

陽性者数	所在地
園関係者14名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設管理者は、11/4（金）から一部のクラスを閉鎖し、11/8（火）から休園している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（502例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員6名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（503例目）

湯梨浜町立湯梨浜中学校

陽性者数	所在地
学校関係者9名	湯梨浜町
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある関係者の検査を実施し、11/9（水）から一部のクラスを閉鎖している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">湯梨浜町は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392